

各 位

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

令和7年度 新生児聴覚スクリーニング検査費の一部助成について

亀山市では、新生児聴覚検査の重要性について周知するとともに聴覚に関する異常の早期発見及び早期対応を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査費の一部を助成します。

記

＜ 対 象 者 ＞ 亀山市に住所を有し、対象となる検査を受けた児（1歳未満）

※令和7年4月1日以降の検査が対象となります

＜対象となる検査＞ 出生後初めて行う次のいずれかの検査（ただし、保険診療で検査した場合は対象外）

- ・自動聴性脳幹反応検査（AABR）
- ・聴性脳幹反応検査（ABR）
- ・耳音響放射検査（OAE）

＜助成上限金額＞ 3,000円

＜申請受付期限＞ 聴覚検査の支払いを行った日の属する年度の末日

支払日が令和8年3月31日以前の場合：令和8年3月31日（火）

支払日が令和8年4月1日以降の場合：令和9年3月31日（水）

※期間を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください

＜ 助 成 方 法 ＞

（1）検査費用は医療機関に全額支払ってください。

（2）下記の①②③を母子保健グループへ提出してください。

申請時には、**通帳・母子健康手帳・印鑑（請求者と窓口来所者が異なる場合のみ）**をご持参ください。

①助成金交付請求書（様式第1号）（申請者記入）

※請求者（保護者）と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

②検査領収書（様式第2号）（医療機関記入）

※医療機関が発行する聴覚スクリーニング検査に係る支払額が確認できる書類でも可（写し不可）

③検査結果票（様式第3号）（医療機関記入）

※検査結果（検査方法、耳のきこえ結果）が確認できる書類でも可（母子健康手帳など）

（3）後日、助成金を指定された口座に振り込みます。

※ゆうちょ銀行へ振込みをご希望の方へ

通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるもののみ振込みが可能です。

【問合せ窓口】

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

住所：〒519-0164

三重県亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センターあいあい

電話：0595（98）5003 ※平日8：30～17：15